

令和5年2月

お客さま各位

にいかわ信用金庫

預金の払戻しに関する重要なお知らせ

平素より、にいかわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

近年、盗難通帳等、他人名義の預金口座を不正に利用した犯罪が発生していることを踏まえ、当庫では、お客さまの大切な財産をお守りし犯罪被害を防ぐため、預金の払戻しは、原則として、口座名義人ご本人さまとお取引をさせていただきます。その際、口座名義人ご本人さまであることを運転免許証等本人確認書類で確認させていただく場合がございます。

また、やむを得ない事情により、代理人さまによるお取引を希望される際には、「委任状」が必要となります。「委任状」によるお取引の場合は、口座名義人ご本人さまの意思による払戻しであることの確認、代理人さまの確認をさせていただきますのでご了承ください。

なお、状況に応じ、上記以外にも確認させていただく場合もございます。

お客さまにはご不便をおかけする場合がございますが、何卒、ご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以 上

[>「委任状」はこちら](#)